

# はい作業主任者技能講習について

群馬労働局長登録教習機関

登録番号 第2号 登録有効期間 令和11年3月30日迄

陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部

群馬県前橋市野中町322番地1 群馬県交通運輸会館内

〒379-2166 TEL 027-261-0244 FAX 027-261-7576

労働安全衛生法により、荷の流通過程で、保管、仮置きなどのため倉庫、上屋又は土場の荷を床から高さ2メートル以上に積み上げる又は積み上げられた荷を移動するために、くずしたりする作業を行う場合には、事業者は「はい作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない旨、規定されております。

当支部では、群馬労働局長から教習機関としての登録を受け、はい作業主任者の資格を得たい方のため、次の要領で講習を行いますから、貴事業場で希望者がありましたら、受講申し込みをされますよう、お知らせいたします。

## はい作業主任者技能講習実施要領

### 1. 登録教習機関

本講習は労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則の規定に基づき、群馬労働局長の登録を受け実施するものである。

### 2. 関係法令

○労働安全衛生法第14条（作業主任者）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

○労働安全衛生法施行令第6条第12号（作業主任者を選任すべき作業）

高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷《小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。》の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）。

○労働安全衛生規則第428条（はい作業主任者の選任）

事業者は、はい作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。

○労働安全衛生規則第429条（はい作業主任者の職務）

事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- ・作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- ・はいくずしの作業を行うときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に、当該作業の着手を指示すること。
- ・はいの昇降設備及び保護帽の使用状況を監視すること、等。

### 3. 講習日時

講習は、申込者が定員になり次第締め切り、受講年月日を指定して実施する。

第1日……午前8時30分受付、午前8時50分オリエンテーション、午前9時講習開始。

第2日……午前8時30分受付、午前9時講習開始。

### 4. 講習場所

## 5. 講習科目及び時間割

| 時 間 割 |               | 科 目                                | 講習時間 |
|-------|---------------|------------------------------------|------|
| 第 1 日 | 8:30～ 8:50    | 受付                                 |      |
|       | 8:50～ 9:00    | オリエンテーション                          |      |
|       | 9:00～12:10    | はいに関する知識                           | 3 時間 |
|       | (12:10～12:50) | (昼食・休憩)                            |      |
|       | 12:50～17:10   | 人力によるはい付け又ははい崩しの作業に関する知識           | 4 時間 |
| 第 2 日 | 8:30～ 8:50    | 受付                                 |      |
|       | 9:00～10:00    | 人力によるはい付け又ははい崩しの作業に関する知識 (続)       | 1 時間 |
|       | 10:10～12:10   | 機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識     | 2 時間 |
|       | (12:10～12:50) | (昼食・休憩)                            |      |
|       | 12:50～13:50   | 機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識 (続) | 1 時間 |
|       | 13:50～14:50   | 関係法令                               | 1 時間 |
|       | 15:00～16:00   | 講習修了試験                             | 1 時間 |

## 6. 受講資格

はい付け、はいくずしの作業に、3 年以上従事した経験を有する者とする。

## 7. 受講申し込み

受講希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、氏名を自署の上、証明写真 1 枚（撮影部分が縦 3.0cm×横 2.4cm、正面、無帽、上三分身、無背景、3 か月以内に撮影、裏面に会社名、氏名を記入したもの）、自動車運転免許証のコピー 1 枚（原本を講習初日に提示いただきます。なお、現住所が自動車運転免許証記載の住所と異なる場合は、本籍及び個人番号が記載されていない公的証明書の原本、例えば本籍及び個人番号未記載の住民票等を添付して下さい。）及び受講料等を添え、当支部宛持参又は現金書留による郵送にてお申し込み下さい。

なお、申込用紙は当支部にありますので、電話又は FAX 等で申し込めば送付します。（申込用紙は修了証台帳を兼ねますので、必ず所定の用紙を使用する。コピー不可。）

## 8. 受講料等

受講者 1 名につき、受講料 9,900 円（消費税 900 円込み）、テキスト代 1,980 円（消費税 180 円込み）。（ただし、会員に対するテキスト代は当支部負担とします。）

なお講習実施日（第 1 日目）の 7 日前までに申し込みの取り消しがない場合は、受講料は返還いたしません。また、申し込み受付後の受講者変更は、原則として認めませんので、ご注意願います。

## 《 受講の心得 》

- ① 指定時間 10 分前までに、別に交付する受講票を毎朝受付に提示して下さい。
- ② 講習日には、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル・消しゴム）を持参して下さい。
- ③ 昼食及び飲物は、各自で用意して下さい。
- ④ 完全に講習を受講しない場合は、失格（不合格）となります。
- ⑤ その他、不明の点は当支部（TEL 027-261-0244）へご照会下さい。